第４８期定時株主総会の招集に際しての
電子提供措置事項

・新株予約権等に関する事項
・内部統制システム整備の基本方針
・連結株主資本等変動計算書
・連結計算書類の連結注記表
・株主資本等変動計算書
・計算書類の個別注記表

（2025年９月１日から2026年８月31日まで）

株式会社良品計画

上記事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様に電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

新株予約権等に関する事項

当社役員が有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2026年８月31日現在）

・新株予約権の数　204個

内95個、新株予約権１個につき2,000株（第６～18回新株予約権）

内109個、新株予約権１個につき200株（第19～20回新株予約権）

・新株予約権の目的となる株式の種類及び数　普通株式211,800株

名称	発行決議日	保有人数(名)	株式数(株)	権利行使期間 自	至
第6回新株予約権	2007年7月3日	監査役１	8,000	2007年7月20日	2027年5月31日
第7回新株予約権	2008年7月2日	監査役１	14,000	2008年7月18日	2028年5月31日
第8回新株予約権	2009年7月13日	監査役１	20,000	2009年7月29日	2029年5月31日
第9回新株予約権	2010年7月9日	監査役１	24,000	2010年7月27日	2030年5月31日
第10回新株予約権	2011年6月1日	監査役１	22,000	2011年6月17日	2031年5月31日
第11回新株予約権	2012年6月13日	監査役１	26,000	2012年6月29日	2032年5月31日
第12回新株予約権	2013年6月12日	監査役１	14,000	2013年6月28日	2033年5月31日
第13回新株予約権	2014年6月4日	監査役１	10,000	2014年6月20日	2034年5月31日
第14回新株予約権	2015年5月27日	取締役１ 監査役１	12,000	2015年6月12日	2035年5月31日
第15回新株予約権	2016年6月8日	取締役１ 監査役１	8,000	2016年6月24日	2046年5月31日
第16回新株予約権	2017年6月7日	取締役１ 監査役１	8,000	2017年6月23日	2047年5月31日
第17回新株予約権	2018年6月6日	取締役１ 監査役１	8,000	2018年6月22日	2048年5月31日
第18回新株予約権	2019年6月19日	取締役１ 監査役１	16,000	2019年7月5日	2049年5月31日
第19回新株予約権	2020年6月24日	取締役１ 監査役１	9,000	2020年7月10日	2050年5月31日
第20回新株予約権	2020年12月23日	取締役１ 監査役１	12,800	2021年１月８日	2050年11月30日

（注１）上記新株予約権の目的となる株式の数は、2025年９月１日付で実施された株式分割(1:2)後の数値を記載しております。

（注２）上記には、執行役員在任中及び取締役在任中に付与された未行使の新株予約権を含んでおります。

（注３）上記取締役には、社外取締役を含んでおりません。

内部統制システム整備の基本方針

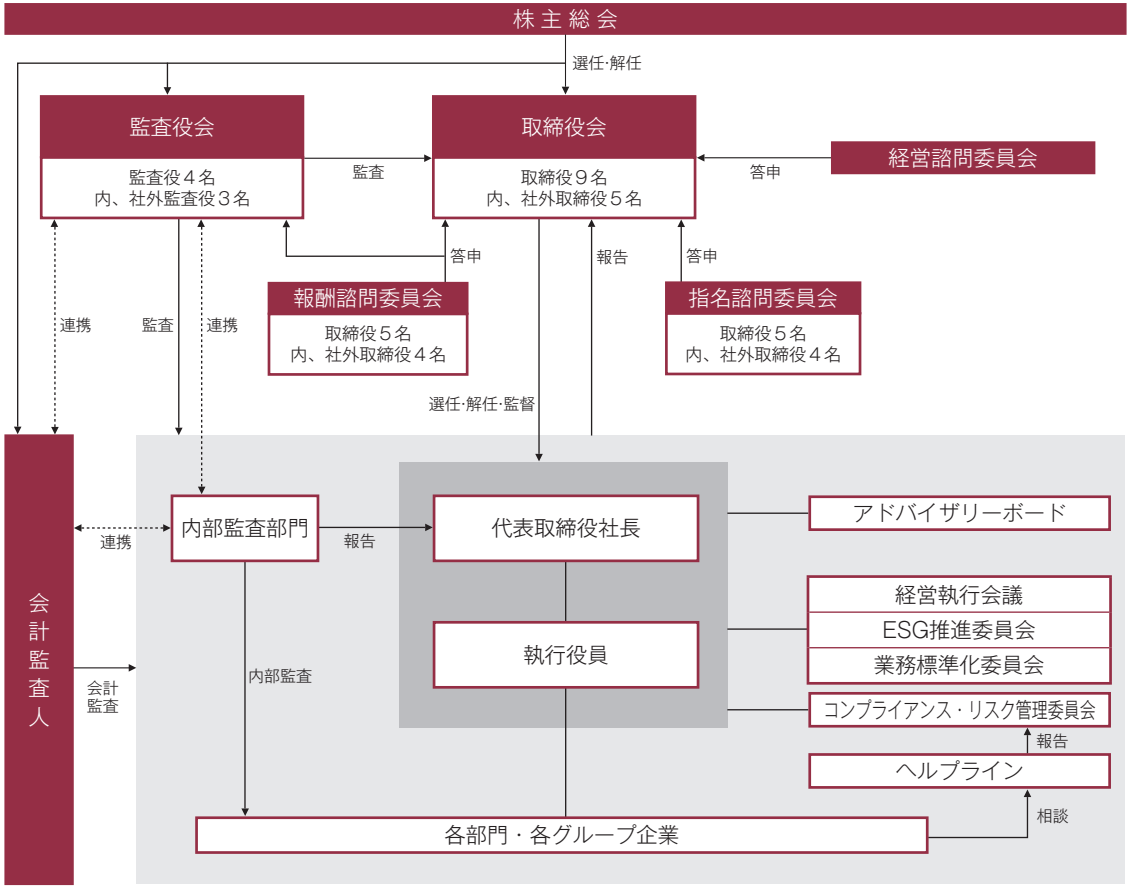

（2026年8月31日現在）

当社の内部統制システム基本方針として取締役会にて決議をした事項は次のとおりです。

1．取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・方針

（1）取締役会は、法令・定款が定める取締役会で決議すべき事項のほか、社内規程にて取締役会で決議すべき重要な経営に関わる事項及び各会議体で決議すべき事項を定めることとし、これらに従い取締役会及び各会議体において総合的に検討して意思決定することとします。

（2）当社から独立した社外取締役及び社外監査役を選任し、十分な監督体制を設けることとします。
各種専門的な分野における委員会を設置し、適切に審議することとします。

（3）コンプライアンス活動及びリスク管理をより実効的に行うため、重要な課題について、「コンプライアンス・リスク管理委員会」を定期的に開催し、適切に審議することとします。

（4）倫理・法令遵守に係る概括的な規定として行動指針を整備し、取締役はこれを遵守するよう徹底することとします。

（5）当社は、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して、弁護士や警察等と連携できる体制を構築し、毅然とした姿勢で組織的に対応することとします。

・運用状況の概要

（1）社内規程にて取締役会又は各会議体で決議すべき事項を規定した規程に基づき、総合的に検討して意思決定をしております。

（2）当社は、独立した５名の社外取締役及び３名の社外監査役を選任し、取締役会の監督機能を確保しております。また、それぞれの独立した社外取締役及び社外監査役は、独立した立場から活発に意見を述べております。

（3）各種委員会は定期的に開催され、取締役、執行役員、部門長をメンバーとして、問題点の把握及び改善を迅速かつ具体的に進めております。また、「指名諮問委員会」及び「報酬諮問委員会」を設置し、各々社外取締役を委員長として、役員人事及び役員報酬の決定の透明性・公平性を確保しております。

（4）「コンプライアンス・リスク管理委員会」は2026年度は４回開催され、コンプライアンス及びリスクに関する情報を収集したうえで重要な課題を審議し、取締役会に報告しております。また、当社が置かれた状況及び社会的な背景に鑑みて改善すべき課題を随時認識し、情報の収集体制及び取締役会への報告内容の改善に取り組んでおります。

（5）「良品計画グループコンプライアンス行動指針」を定め、社内のインフラに掲載するとともに、取締役、監査役、執行役員、使用人に配布する冊子にも併せて掲載しております。

（6）当社は、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対応するために、弁護士や警察等と、定期的に情報交換を行うなどの連携を行っております。

2．損失のリスクの管理に関する規程その他の体制

・方針

（1）意思決定の際には損失のリスクについて適切に分析を行い、メリット・デメリットを含めて総合的に検討を行い意思決定するものとします。

（2）体系的なリスク管理を行うための関係規程を定め、損失のリスクの予防、発生時の対応、及び再発の防止を図ることとします。

（3）「コンプライアンス・リスク管理委員会」にて損失のリスクの予防、発生時の対応、及び再発の防止について、総合的に当社が置かれた状況、及び社会的な背景を鑑みたうえで、課題を定め、対応を検討し、モニタリングをすることとします。

（4）損失のリスクを総合的に把握するための情報収集スキーム及び報告ルール等を整備することとします。

（5）各種専門的な分野における委員会を設置し、それぞれの分野における損失のリスクの予防、発生時の対応、及び再発の防止について、適切に審議することとします。

・運用状況の概要

（1）稟議決裁において、資料にメリット・デメリットの情報を整理して記載することとして損失のリスクを含めて把握し、総合的に意思決定を行っております。

（2）取締役会においては、独立した社外取締役及び社外監査役から損失のリスクの面からの質問も活発にされ、総合的な検討のもと、意思決定をしております。

（3）体系的なリスク管理を行うため、「良品計画グループリスクマネジメント規程」を整備し、損失のリスクの予防、発生時の対応、再発防止を図っております。

（4）「コンプライアンス・リスク管理委員会」では、想定される、損失のリスクに関して各部門が認識し対応を把握するため、「リスク管理一覧表」を作成し、当社の業務マニュアルと連動させることにより具体的対応の周知、徹底を図っております。また、各部門は損失のリスクに関する事項について、定期的に見直しを行い、この「リスク管理一覧表」を更新しております。

（5）「コンプライアンス・リスク管理委員会」を2026年度は4回開催し、その際に課題を定め、対応を討議し、さらに対応状況をモニタリングしており、その結果については、定期的に取締役会に報告しております。

（6）総合的に損失のリスクに関する情報を収集するための報告窓口を整備し、情報の収集をしております。

（7）各種専門的な分野における委員会は定期的に開催され、様々な角度から討議しております。

3．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・方針

（1）中期の計画及び年度ごとの会社方針を策定し、各部門における方針を迅速かつ統一的に策定できるようにすることとします。

（2）職務の執行が効率的に行われるよう、各部門及び現場の情報が迅速かつ適切に経営陣全体で共有できるような体制とすることとします。

（3）経営陣による意思決定又は各部門により実施される各施策が現場を含めた全社に効率的に伝わるような体制とすることとします。

（4）業務を標準化するための業務マニュアルを中期的に定着させることにより、役割分担、意思決定、業務の簡素化及び効率化を図ることとします。

（5）各部門又は各機能における業務執行の責任者を定め、権限の委譲、階層の簡素化を図ることとします。

・運用状況の概要

（1）「中期経営計画」を策定し、かつ年度ごとの計画を策定しており、各部門は「部門政策」において、当該計画を踏まえ、各部門の方針を策定しております。

（2）経営陣は、法定の会議体のほか、定期的に開催される経営執行会議、営業会議等を通じて月次・週次・日次で、各部門の情報を共有しております。

（3）前項の会議体による情報の伝達のほか、現場を含め全社的に各施策、指示及び情報を伝達するための社内インフラを整備しております。特に、当社において重要な位置づけにある店舗においては、システム化された「業務連絡」として機能しております。

（4）業務マニュアルを定着させており、必要に応じて随時更新され、そのなかで役割分担等が定められ、業務を標準化し、効率化しております。

（5）業務執行の迅速化のため、執行役員制度を採用し、権限を付与し、迅速な意思決定及び業務執行の効率化を図っております。

4．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・方針

（1）取締役の職務の執行に係る情報は、関係規程を定め、その関係規程及び法令に基づき、各担当部署に適切に保存及び管理することとします。

・運用状況の概要

（1）関係規程及び法令に基づき、各担当部門において、取締役の職務の執行に必要となる会議体資料や議事録等の情報を適切に保存及び管理しており、必要に応じて取締役及び監査役が閲覧できるようにしております。また、情報セキュリティについては「グローバル情報セキュリティポリシー」に従って管理しておりますが、技術水準の動向に留意しながら、必要に応じて見直しを行っております。

5．使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・方針

（1）社内規程にて使用人が遵守すべき事項を定めることとし、これらに従い使用人が職務を執行することを徹底することとします。

（2）倫理・法令遵守に係る概括的な規定として行動指針を整備し、使用人はこれを遵守するよう徹底することとします。

（3）使用人が留意すべき事項について、研修及び勉強会をとおして学ぶ機会を設けることとします。

（4）コンプライアンスに関わる問題に関して、使用人が通報・相談できる窓口を設置し、問題の発見、予防を図ることとします。

（5）法令、定款、社内規程、及び当社が定める業務マニュアルの運用状況を把握し、適時適切な対応を行うために、監査を行うこととします。

・運用状況の概要

（1）「社員就業規則」「賞罰規程」「個人情報保護基本規程」等にて、使用人が遵守すべき事項を定め、使用人が常時閲覧できるよう社内インフラに掲示しております。また、使用人が携帯すべき冊子において、当社において遵守すべき事項を掲載しております。

（2）「良品計画グループコンプライアンス行動指針」を定め、社内のインフラに掲載するとともに、取締役、監査役、執行役員、使用人に配布する冊子にも併せて掲載しております。

（3）個人情報についてのEラーニング、店長研修等を実施し、使用人が留意すべき事項について学ぶ機会を設けております。

（4）通報・相談できる窓口として「良品計画グループヘルプライン」を社内及び社外に設置し、社外の窓口については、弁護士がこれにあたっております。

（5）定期的に監査を実施し、取締役会に報告しております。また、当該監査において発見された問題については、改善に着手しております。

６．当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・方針

（１）子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制
子会社の経営上の重要事項に関しては、子会社に関する規程において定め、事前承認又は当社に報告を求めるとともに、案件によっては当社の会議体、その他の決裁の場において審議することとします。

（２）子会社の損失のリスクの管理に関する規程その他の体制
子会社の損失のリスクの管理に関しては、子会社に対しても当社と同様の取り組みを推進し、損失のリスクについて迅速に当社に報告できる体制を整備することとします。

（３）子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
子会社の取締役に対して、職務の執行が効率的に行われるよう、中期計画、年度計画の策定、現場の情報の共有、意思決定の伝達体制、及び業務マニュアルの整備を求めることとします。

（４）子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
子会社における職務の執行に関する規程を整備し、問題が発生した場合の通報窓口を設置することとします。子会社を含むグループ全体のリスク管理状況については、定期的に取締役会へ報告するとともに、子会社に対しては適宜適切に指導することとします。

・運用状況の概要

（１）子会社の経営上の重要事項については、「関係会社規程」「グループ業務決裁規程」等の子会社に関する規程を整備しております。当該規程に基づいて、子会社を指導し、子会社の経営上の重要事項について当社にて審議・決裁をしております。

（２）子会社の損失のリスクの管理に関して、当社は「良品計画グループリスクマネジメント規程」を定めており、当該規程に基づいて、子会社においても同様の取り組みを行うよう推進しております。また、損失のリスクが発生した場合、又はそのおそれがある場合に迅速に当社に報告できるよう、２４時間報告を受けられる窓口を設置しております。

（３）子会社において、中期計画、年度計画が策定され、業務マニュアルの整備を進めており、必要に応じて見直しております。また、現場の情報が共有され当社に報告されております。

（４）子会社にも適用される「良品計画グループコンプライアンス行動指針」を整備し、子会社に対しても周知し、指導をしております。また、子会社も対象となる通報窓口である「良品計画グループヘルプライン」を設置するとともに、子会社に問題があった際に２４時間受けられる報告窓口も設置しております。
その状況は、グループ全体のリスク管理状況報告にて取締役会に報告され、当社より適宜適切に指導しております。

7．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性に関する体制及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する体制

・方針

（1）管理部門は、監査役の求め又は指示により監査役の職務の遂行を補助することとします。また、管理部門所属の使用人が監査役の求め又は指示により監査役の職務の遂行を補助する際に、取締役は一切不当な制約をしてはならないものとします。

・運用状況の概要

（1）管理部門には、監査役の職務の遂行を補助する担当の使用人を数名配置しております。また、取締役は、管理部門が監査役の職務の遂行を補助する際には、一切不当な制約をしておりません。

8．監査役への報告に関する体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

・方針

（1）取締役又は使用人は、監査役の求めに応じて会社経営及び事業運営上の重要事項並びに業務執行の状況及び結果について監査役に報告するものとします。この重要事項には、コンプライアンスに関する事項及びリスクに関する事項、その他内部統制に関する事項を含みます。

（2）監査役に報告をした者について、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けることがないこととします。

・運用状況の概要

（1）監査役は、定期的に、必要と考える取締役、執行役員又は使用人を監査役会に参加させ、報告をさせております。また、監査役は、必要に応じて部門の方針を策定する会議を含め、各会議体に出席しております。

（2）監査役に上記の報告をする者は、当該報告内容について、他の取締役、執行役員又は使用人から、一切の制約を受けておりません。また、各関係規程において、監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを定めており、かかる取扱いを受けたという事実はありません。

9．監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項

・方針

（1）監査役の職務の執行に必要となる費用については、監査役が必要と考える金額を予算とするとともに、想定していなかった事由のために必要となった費用についても、当社が負担するものとします。

・運用状況の概要

（1）監査役の職務の執行に必要となる費用については、出張旅費、書籍代、調査費、その他の必要な費用について、当社が負担しております。

１０．その他、監査役の監査が、実効的に行われることを確保するための体制

・方針

（１）経営の最高責任者と監査役が定期的に課題について協議し、意思疎通を図る機会を設けるものとします。

（２）会計監査人と監査役が連携できる体制とします。

（３）監査役の求めに応じて各会議体に出席し、各課題の検討・討議・意思決定に影響を与えることができる体制とします。

・運用状況の概要

（１）代表取締役と監査役は、定期的な意見交換会を行っており、経営上の課題、会社を取り巻く損失のリスク、及び監査上の重要課題について意思疎通を図っております。

（２）監査役は、会計監査人から定期的に会計監査の方法と結果等について報告を受けるほか、随時会計監査人及び内部監査部門と情報の共有を行っております。

（３）監査役は、法定会議のほか、「コンプライアンス・リスク管理委員会」等の委員会、その他、社内の会議に必要に応じて適宜出席し、意見を述べております。

以　上

本事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2025年9月1日から2026年8月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2025年9月1日期首残高	6,766	31,765	300,771	△30,461	308,841
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△16,659		△16,659
親会社株主に帰属する当期純利益			76,422		76,422
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分		133		691	825
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	―	133	59,763	690	60,587
2026年8月31日期末残高	6,766	31,899	360,534	△29,771	369,428

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
2025年9月1日期首残高	1,631	13,349	7,925	22,906	344	3,828	335,920
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△16,659
親会社株主に帰属する当期純利益							76,422
自己株式の取得							△1
自己株式の処分							825
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△1,631	9,108	10,894	18,371	△40	4,425	22,756
連結会計年度中の変動額合計	△1,631	9,108	10,894	18,371	△40	4,425	83,344
2026年8月31日期末残高	―	22,457	18,820	41,278	303	8,254	419,265

連結注記表

1．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

（1）連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

・連結子会社の数　28社

・連結子会社の名称　株式会社 MUJI HOUSE
合同会社 MUJI ENERGY
MUJI（HONG KONG）CO., LTD.
MUJI Korea Co., Ltd.
無印良品（上海）商業有限公司
台湾無印良品股份有限公司
MUJI（SINGAPORE）PRIVATE LTD.
MUJI (MALAYSIA) SDN.BHD.
MUJI Retail (Thailand) Co., Ltd.
MUJI RETAIL (AUSTRALIA) PTY LTD
Ryohin-Keikaku Reliance India Private Limited
MUJI RETAIL (VIETNAM) LIMITED LIABILITY COMPANY
MUJI PHILIPPINES CORP.
MUJI Europe Limited
RYOHIN KEIKAKU EUROPE LTD.
RYOHIN KEIKAKU FRANCE S.A.S.
MUJI ITALIA S.p.A.
MUJI Deutschland GmbH
MUJI SPAIN, S.L.
MUJI PORTUGAL, LDA
MUJI Finland Oy
MUJI U.S.A. Limited
MUJI CANADA LIMITED
愛姆吉斯（上海）貿易有限公司
MUJI GLOBAL SOURCING VIETNAM COMPANY LIMITED
PT. MUJI GLOBAL SOURCING INDONESIA
MUJI GLOBAL SOURCING (CAMBODIA) CO., LTD.
MUJI GLOBAL SOURCING INDIA PRIVATE LIMITED

（注）合同会社 MUJI ENERGYは、当連結会計年度に設立されたことにより、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

② 非連結子会社の状況

・非連結子会社の数　　1社

・非連結子会社の名称　　MUJI Denmark ApS

・連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産、営業収益、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

（2）持分法の適用に関する事項

・持分法を適用しない非連結子会社の名称　　MUJI Denmark ApS

・持分法を適用しない理由

持分法を適用しない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

（3）連結子会社の事業年度等に関する事項

Ryohin-Keikaku Reliance India Private Limited、MUJI GLOBAL SOURCING INDIA PRIVATE LIMITEDの決算日は３月31日、無印良品（上海）商業有限公司、愛姆吉斯（上海）貿易有限公司、MUJI RETAIL (VIETNAM) LIMITED LIABILITY COMPANY及びMUJI GLOBAL SOURCING VIETNAM COMPANY LIMITEDの決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、これらの会社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

上記以外の連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

（4）会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．有価証券

満期保有目的債券	償却原価法
その他有価証券	
市場価格のない株式等以外のもの	時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等	移動平均法による原価法

ロ．棚卸資産

商品	主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
仕掛品	個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
貯蔵品	最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

ハ．デリバティブ　　時価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産及び使用権資産を除く）
定額法によっております。
なお、国内法人は、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ロ. 無形固定資産
定額法によっております。
但し、自社利用ソフトウエアについては、社内における利用可能期間（5年～10年）に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産
リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

ニ. 使用権資産
リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上方法

イ. 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

ハ. 役員賞与引当金
役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

ニ. 役員退職慰労引当金
2017年４月より当社外国籍執行役員を対象に、金銭による株価連動報酬（ファントムストック）制度を設けており、株価に当社の定める一定の基準に従って算定された数を乗じた額を計上しております。

ホ. 株式給付引当金
従業員への当社株式の給付に備えるため、株式給付債務の見込額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

当社グループは主に衣服・雑貨、生活雑貨、食品を販売する事業をグローバルに展開しており、通常、以下の時点で顧客が商品に対する支配を獲得し履行義務が充足されると判断しております。

イ. 店舗販売
店舗販売は顧客へ商品を引渡した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

ロ. オンライン販売及び卸売販売
オンライン販売及び卸売販売は出荷から一定の日数以内に顧客へ到着するものと想定し、みなし納品時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

⑤　重要なヘッジ会計の方法

イ．ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

ロ．ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

為替予約

ヘッジ対象

外貨建債務取引及びそれらの予定取引

ハ．ヘッジ方針

為替の相場変動に伴うリスクの軽減を目的に通貨に係るものを対象としてデリバティブ取引を行っており、投機目的のデリバティブ取引は行っておりません。

ニ．ヘッジ有効性評価の方法

為替相場の変動によるキャッシュ・フローの変動を完全に相殺するものと想定されるため、有効性の評価は省略しております。

⑥　のれんの償却方法及び償却期間

のれんの効果が及ぶ20年以内の期間にわたり、定額法で償却しております。

2．会計上の見積りに関する注記

（固定資産の減損）

（1） 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	金額（百万円）
有形固定資産	130,578
無形固定資産	38,872
減損損失	2,934

（2） 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、固定資産の減損損失の検討に当たり、キャッシュ・フローを生み出す最小単位を各店舗とし、当該単位で減損の兆候の有無を判定しております。

減損の兆候が認められた場合、減損損失の認識の要否判定に当たり各店舗の将来キャッシュ・フローを見積もり、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る店舗固定資産については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しております。また、海外子会社の店舗固定資産については、国際財務報告基準に基づいて、減損の兆候が認められた場合、減損テストを実施しております。その結果、各店舗の回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しております。回収可能価額は使用価値を用いており、その算定上将来キャッシュ・フローを見積もる必要があります。

将来キャッシュ・フローの見積りは店舗ごとに策定された事業計画に基づき行われ、これには売上高成長率等の仮定が含まれます。将来キャッシュ・フローの見積りに当たっては、決算時点で入手可能な情報等に基づき合理的に判断しておりますが、将来の不確実な経営環境の変動等により事業計画の見直しが必要になった場合、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

（商品の評価）

（1） 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	金額（百万円）
商品	205,335
上記の内、当社に係る商品	116,344
上記の内、無印良品(上海)商業有限公司に係る商品	39,266
棚卸資産評価損（△は戻入額）	△106

(注) 売上原価には棚卸資産評価損又は棚卸資産の評価損の洗替による戻入額（△）が含まれております。
金額は評価損戻入益と評価損を相殺した後の金額であります。

（2） 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

商品の評価方法は、主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっており、期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としております。営業循環過程から外れた衣服・雑貨及び生活雑貨等のうち一定年数を経過した商品については、帳簿価額を処分見込価額まで切下げております。

商品の性質、過年度及び当連結会計年度の商品の販売実績や販売計画に基づき営業循環過程にあるか否かを判断しておりますが、その前提となる将来の販売数量の仮定について市場動向の変化等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

3．追加情報

（株式給付信託）

当社は、高いレベルでコミットし挑戦する従業員に対して、オーナーシップと経営者意識を更に高めるために、「株式給付信託」（以下「本制度」といいます。）を導入しています。

（1） 取引の概要

本制度は、米国のESOP（Employee Stock Ownership Plan）制度を参考にした信託型の従業員への福利厚生で、当社の従業員のうち一定の要件を満たした者に対して、当社株式を交付する仕組みであり、その概要は以下のとおりです。

当社は、従業員に対し個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

（2） 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度25,955百万円、11,540,686株、当連結会計年度25,862百万円、22,998,571株であります。

当社は、2025年９月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の自己株式数は株式分割前の株式数で記載しております。

（従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引）

当社は、従業員に対して企業価値向上のインセンティブの付与と、株主としての資本参加促進を通じて従業員の勤労意欲を高め、当社の恒常的な発展を促すことを目的として「信託型従業員持株インセンティブ・プラン（E-Ship）」（以下「本プラン」といいます。）を導入しております。

（1） 取引の概要

本プランは「良品計画持株会」（以下、「持株会」といいます。）に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ・プランであり、その概要は以下のとおりです。

当社が信託銀行に「良品計画社員持株会専用信託」（以下、「E-Ship信託」といいます。）を設定し、E-Ship信託は、信託契約日から約３年にわたり持株会が取得すると見込まれる規模の当社株式を、取引先金融機関からの借入金を原資として当社からの第三者割当によって予め取得します。その後は、E-Ship信託から持株会に対して継続的に当社株式の売却が行われるとともに、信託終了時点でE-Ship信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。なお、本プランの信託契約日は2024年９月25日であり、信託の終了は2027年９月21日を予定しております。

（2） 信託に残存する自社の株式

E-Ship信託に残存する当社株式を、E-Ship信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度2,214百万円849,800株、当連結会計年度1,651百万円、1,267,600株であります。

（3） 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

当連結会計年度305百万円

当社は、2025年９月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の自己株式数は株式分割前の株式数で記載しております。

４．連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	157,005百万円

５．連結株主資本等変動計算書に関する注記

（１） 発行済株式数及び自己株式数に関する事項

株式の種類		当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
発行済株式数	普通株式	280,780,000	280,780,000	－	561,560,000
自己株式	普通株式	15,542,039	15,542,402	613,801	30,470,640

（注）当社は、2025年９月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行ったため、発行済株式数が280,780千株、自己株式の数が15,542千株増加しております。

（変動事由の概要）

1. 当連結会計年度末の自己株式には、2021年５月26日取締役会において決議された「株式給付信託」の導入に伴うみずほ信託銀行株式会社が所有する22,313千株及び、三井住友信託銀行株式会社が所有する当社株式685千株並びに、2024年９月25日取締役会において決議された「信託型従業員持株インセンティブ・プラン（E-Ship）」の導入に伴う野村信託銀行株式会社が所有する1,267千株が含まれております。
2. 発行済株式数の増加280,780千株は2025年９月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行ったことによるものであります。
3. 自己株式の株式数の増加のうち15,542千株は株式分割によるもの、０千株は単元未満株式の取得、減少のうち56千株は新株予約権の行使によるもの、42千株は譲渡制限付株式による処分、432千株はE-Shipに係る信託による当社社員持株会への売却に伴う減少、82千株は株式給付信託に係る信託保有の当社株式の給付に伴う減少によるものであります。

（２） 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年11月23日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	7,773百万円	14円	２０２５年８月３１日	２０２５年11月２５日
2026年４月10日取締役会	普通株式	利益剰余金	8,885百万円	16円	２０２６年２月２８日	２０２６年５月８日

（注1）当社は、2025年9月1日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行いましたが、「１株当たり配当額」は当該株式分割後の株式数を基準とした金額を記載しております。

（注2）2025年11月23日の定時株主総会において決議された配当金の総額には三井住友信託銀行株式会社が所有する当社株式に対する9百万円及び、みずほ信託銀行株式会社が所有する当社株式に対する313百万円、野村信託銀行株式会社が所有する当社株式に対する23百万円が含まれております。

（注3）2026年４月10日の取締役会において決議された配当金の総額には三井住友信託銀行株式会社が所有する当社株式に対する10百万円、みずほ信託銀行株式会社が所有する当社株式に対する357百万円及び、野村信託銀行株式会社が所有する当社株式に対する23百万円が含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
上記の事項について、次のとおり付議いたします。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2026年11月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	12,217百万円	22円	2026年 8月31日	2026年 11月24日

（注1）2026年11月23日の定時株主総会において決議予定の配当金の総額には三井住友信託銀行株式会社が所有する当社株式に対する15百万円及び、みずほ信託銀行株式会社が所有する当社株式に対する490百万円、野村信託銀行株式会社が所有する当社株式に対する27百万円が含まれております。

（3） 新株予約権に関する事項

発　　行　　日	目的となる株式の種類	目的となる株式の数
2007年７月19日	普通株式	8,000株
2008年７月17日	普通株式	14,000株
2009年７月28日	普通株式	20,000株
2010年７月26日	普通株式	24,000株
2011年６月16日	普通株式	44,000株
2012年６月28日	普通株式	44,000株
2013年６月27日	普通株式	24,000株
2014年６月19日	普通株式	18,000株
2015年６月11日	普通株式	26,000株
2016年６月23日	普通株式	20,000株
2017年６月22日	普通株式	32,000株
2018年６月21日	普通株式	24,000株
2019年７月４日	普通株式	78,000株
2020年７月９日	普通株式	40,800株
2021年１月７日	普通株式	54,800株
合　　計		471,600株

（注）上記新株予約権の目的となる株式の数は、2025年９月１日付で実施された株式分割（１：２）後の数値を記載しております。

６．金融商品に関する注記

（１） 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性かつ流動性の高い金融商品に限定し、資金調達については、設備投資計画に照らして必要な資金を銀行借入や社債発行により調達しております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されており、未収入金は主に取引先に預託しているものであり、預託先の信用リスクに晒されております。また一部海外事業を行うに当たり生じる外貨建て営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に店舗の出店の際に締結した賃貸借契約に基づき差し入れたものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金並びに未払費用は、そのほとんどが３ヶ月以内の支払期日であります。その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

未払法人税等は、法人税、住民税及び事業税に係る債務であり、すべて１年以内に納付期日が到来いたします。

借入金や社債は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

リース債務は、主に店舗の出店の際に締結した賃貸借契約に基づくものであり、一部は変動金利となるため、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建て取引に係る為替の変動リスクを低減するために利用している先物為替予約であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「１．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (4) 会計方針に関する事項⑤重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ．信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権である受取手形及び売掛金、未収入金並びに敷金及び保証金については、与信管理規程に従い、担当部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付けを有する金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

ロ．市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

商品等の輸出入に伴う外貨建て取引については、通貨別に把握された為替の変動リスクに対して、一部先物為替予約を利用してリスクの低減に努めております。

デリバティブ取引の執行・管理については、デリバティブ管理規程に従い、ポジション枠を設けて運用に当たり、グループ取引の状況については、半期ごとに取締役会に報告しております。

ハ．資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告等に基づき担当部署が資金繰りを勘案するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

（2）金融商品の時価等に関する事項

2026年8月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。また、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似する金融商品については、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
（1）敷金及び保証金	29,172	26,917	△2,255
資産計	29,172	26,917	△2,255
（1）社債	30,000	28,110	△1,889
（2）長期借入金	305	305	－
（3）リース債務（1年以内返済予定のリース債務含む）	64,990	57,129	△7,860
負債計	95,296	85,546	△9,750
デリバティブ取引（＊）	36,400	36,400	－

（＊）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（3）金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（1） 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ取引	－	36,400	－	36,400
資産計	－	36,400	－	36,400

（2） 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	－	26,917	－	26,917
資産計	－	26,917	－	26,917
社債	－	28,110	－	28,110
長期借入金	－	305	－	305
リース債務	－	57,129	－	57,129
負債計	－	85,546	－	85,546

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

デリバティブ取引

為替予約の時価は、為替レートの観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金については償還予定時期を見積もり、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等、適切な指標で割引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利が反映されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価によっており、レベル２の時価に分類しております。また、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

（1）顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に収益を分解した情報は以下のとおりであります。　（単位：百万円

	報告セグメント				
	国内事業	東アジア事業	東南アジア・オセアニア事業	欧米事業	計
営業収益					
商品・製品売上高	506,785	293,506	66,354	52,244	918,891
営業収入	4,208	277	164	50	4,701
顧客との契約から生じる収益	510,993	293,783	66,519	52,295	923,592
外部顧客への売上高	510,993	293,783	66,519	52,295	923,592

（2）顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記（4）会計方針に関する事項 ④　重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

（3）当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等　（単位：百万円）

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	18,024
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	24,764
契約負債（期首残高）	2,824
契約負債（期末残高）	3,338

契約負債は、主に商品の引渡し前に顧客から受け取った対価に関するものであります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、2,036百万円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループは、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。ライセンス供与については、売上高に基づくロイヤリティのため、注記の対象には含めておりません。なお、各ロイヤリティの残存契約期間は1年以内～5年以内です。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

8．１株当たり情報に関する注記

（１）１株当たり純資産額　　773.33円

（２）１株当たり当期純利益　　143.98円

（注）１．１株当たり純資産額は期末発行済株式数（自己株式控除後）に基づいて算定しております。なお、自己株式には「株式給付信託」の導入に伴うみずほ信託銀行株式会社及び三井住友信託銀行株式会社が所有する当社株式ならびに野村信託銀行株式会社（良品計画社員持株会専用信託口）が保有する当社株式を含めております。

２．１株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数（自己株式控除後）に基づいて算定しております。なお、自己株式には「株式給付信託」の導入に伴うみずほ信託銀行株式会社及び三井住友信託銀行株式会社が所有する当社株式ならびに野村信託銀行株式会社（良品計画社員持株会専用信託口）が保有する当社株式を含めております。

３．当社は、2025年９月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。

9．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

減損損失に関する注記

当社グループは、固定資産の減損損失の検討に当たり、キャッシュ・フローを生み出す最小単位を各店舗としており、減損損失を認識すべきと判断した店舗固定資産については、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。その結果、当連結会計年度において、以下の資産グループに関する減損損失2,934百万円（特別損失）を計上しております。

回収可能価額は使用価値を用いており、各店舗の将来キャッシュ・フローを割引率（8.46%～16.01%）で割引いて算定しております。

（単位：百万円）

会社名・場所	用途	種類	金額
当社 東京都他	店舗	建物附属設備他	2,604
MUJI（SINGAPORE）PRIVATE LTD.他（東南アジア） シンガポール他	店舗	建物附属設備及び 使用権資産他	317
無印良品（上海）商業有限公司（東アジア） 中国大陸	店舗	建物附属設備他	12
		計	2,934

株主資本等変動計算書

（2025年9月1日から2026年8月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
						圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
2025年9月1日期首残高	6,766	10,075	21,581	31,657	493	52	57,700	196,959	255,205
事業年度中の変動額									
任意積立金の取崩						△7		7	－
剰余金の配当								△16,659	△16,659
当期純利益								62,666	62,666
自己株式の取得									
自己株式の処分			133	133					
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	－	－	133	133	－	△7	－	46,014	46,007
2026年8月31日期末残高	6,766	10,075	21,715	31,790	493	45	57,700	242,974	301,213

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
2025年9月1日期首残高	△30,461	263,167	1,631	13,349	14,980	344	278,492
事業年度中の変動額							
任意積立金の取崩		－					－
剰余金の配当		△16,659					△16,659
当期純利益		62,666					62,666
自己株式の取得	△1	△1					△1
自己株式の処分	691	825					825
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			△1,631	9,108	7,476	△40	7,436
事業年度中の変動額合計	690	46,831	△1,631	9,108	7,476	△40	54,268
2026年8月31日期末残高	△29,771	309,999	－	22,457	22,457	303	332,760

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

（1）資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社及び関連会社株式	移動平均法による原価法
満期保有目的債券	償却原価法
その他有価証券	
市場価格のない株式等以外のもの	時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等	移動平均法による原価法

② 棚卸資産

商品	総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
貯蔵品	最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

③ デリバティブ　時価法

（2）固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産　定額法
　なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

② 無形固定資産　定額法
　但し、自社利用ソフトウエアについては、社内における利用可能期間（5年～10年）に基づく定額法によっております。

③ 長期前払費用　均等償却

（3）重要な引当金の計上方法

① 貸倒引当金　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 役員賞与引当金　役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員退職慰労引当金　　2017年４月より当社外国籍執行役員を対象に、金銭による株価連動報酬（ファントムストック）制度を設けており、株価に当社の定める一定の基準に従って算定された数を乗じた額を計上しております。

④ 株式給付引当金　　従業員への当社株式の給付に備えるため、株式給付債務の見込額を計上しております。

（４）収益及び費用の計上基準

主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

当社は主に衣服・雑貨、生活雑貨、食品を販売する事業をグローバルに展開しており、通常、以下の時点で顧客が商品に対する支配を獲得し履行義務が充足されると判断しております。

① 店舗販売

店舗販売は顧客へ商品を引渡した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

② オンライン販売及び卸売販売

オンライン販売及び卸売販売は出荷から一定の日数以内に顧客へ到着するものと想定し、みなし納品時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

③ 輸出販売

輸出販売は、貿易条件に基づき商品の船積みが完了した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

（５）ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

　為替予約

ヘッジ対象

　外貨建債務取引及びそれらの予定取引

③ ヘッジ方針

為替の相場変動に伴うリスクの軽減を目的に通貨に係るものを対象としてデリバティブ取引を行っており、投機目的のデリバティブ取引は行っておりません。

④ ヘッジ有効性評価の方法

為替相場の変動によるキャッシュ・フローの変動を完全に相殺するものと想定されるため、有効性の評価は省略しております。

2．表示方法の変更に関する注記

（損益計算書）

前事業年度において「営業外費用」の「その他」に含めていた「支払手数料」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の損益計算書の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」の「その他」に含めていた41百万円は「支払手数料」として組み替えております。

3．会計上の見積りに関する注記

（固定資産の減損）

（1）当事業年度の計算書類に計上した金額

	金額(百万円)
有形固定資産	40,763
無形固定資産	36,268
減損損失	2,604

（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「【連結注記表】2．会計上の見積りに関する注記」の内容と同一であります。

（商品の評価）

（1）当事業年度の計算書類に計上した金額

	金額(百万円)
商品	116,344
棚卸資産評価損（△は戻入額）	209

（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「【連結注記表】2．会計上の見積りに関する注記」の内容と同一であります。

4．追加情報

（株式給付信託）

株式給付信託に関する注記については、「【連結注記表】３.追加情報」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

（従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引）

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引（信託型従業員持株インセンティブ・プラン（E-Ship））に関する注記については、「【連結注記表】３.追加情報」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

5．貸借対照表に関する注記

（1） 有形固定資産の減価償却累計額　44,235百万円

（2） 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権　52,180百万円

短期金銭債務　249百万円

（独立掲記しているものは除いております。）

（3） 保証債務等残高　2,722百万円

会　　社	内　　容	金額(百万円)
MUJI Europe Limited	家賃支払に対する保証	1,295
MUJI U.S.A. Limited	家賃支払に対する保証	550
MUJI (SINGAPORE) PRIVATE LTD.	家賃支払に対する保証	501
MUJI CANADA LIMITED	家賃支払に対する保証	189
MUJI ITALIA S.p.A.	家賃支払に対する保証	185

6．損益計算書に関する注記

（関係会社との取引高）

① 営業収益　116,478百万円

② 仕入高　13百万円

③ その他営業取引高　2,806百万円

④ 営業取引以外の取引高　25,518百万円

７．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数

自　己　株　式	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普　通　株　式	15,542,039	15,542,402	613,801	30,470,640

（注）当社は、2025年９月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行ったため、自己株式の数が15,542千株増加しております。

（変動事由の概要）

1. 当事業年度末の自己株式には、2021年５月26日取締役会において決議された「株式給付信託」の導入に伴うみずほ信託銀行株式会社が所有する22,313千株及び、三井住友信託銀行株式会社が所有する当社株式685千株並びに、2024年９月25日取締役会において決議された「信託型従業員持株インセンティブ・プラン（E-Ship）」の導入に伴う野村信託銀行株式会社が所有する1,267千株が含まれております。
2. 自己株式の株式数の増加のうち、15,542千株は株式の分割によるもの、０千株は単元未満株式の取得、減少のうち56千株は新株予約権の行使によるもの、42千株は譲渡制限付株式による処分、432千株はE-Shipに係る信託による当社社員持株会への売却に伴う減少、82千株は株式給付信託に係る信託保有の当社株式の給付に伴う減少によるものであります。

８．税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、減価償却超過額、関係会社株式評価損、株式給付引当金であり、繰延税金資産から控除した評価性引当額は2,999百万円であります。繰延税金負債の発生の主な原因は、繰延ヘッジ損益であります。

9．関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	無印良品(上海)商業有限公司	100%	商品の供給 役員の兼務	商品売買（注）1	18,831	売掛金	5,867
				ロイヤリティ収入（注）1	9,467	未収入金	6,661
子会社	台湾無印良品股份有限公司	100%	商品の供給 役員の兼務	商品売買（注）1	13,413	売掛金	5,615
子会社	MUJI Korea Co., Ltd.	60%	商品の供給 役員の兼務	商品売買（注）1	14,087	売掛金	4,975
子会社	MUJI(SINGAPORE)PRIVATE LTD.	100%	商品の供給 役員の兼務	資金の貸付（注）2	627	関係会社長期貸付金	5,240
				利息の受取	126	未収利息	0

（注）1．商品売買、ロイヤリティ等受取の取引条件は、グループ会社との間で同一の合理的な基準により決定しております。

2．貸付金の利率は市場金利を勘案して決定しております。
MUJI(SINGAPORE)PRIVATE LTD.に対する関係会社長期貸付金に対して1,050百万円の貸倒引当金を計上しております。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「１.重要な会計方針に係る事項に関する注記（４）収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

11. 1株当たり情報に関する注記

（1） 1株当たり純資産額　625.99円

（2） 1株当たり当期純利益　118.06円

（注）1．1株当たり純資産額は期末発行済株式数（自己株式控除後）に基づいて算定しております。なお、自己株式には「株式給付信託」の導入に伴うみずほ信託銀行株式会社及び三井住友信託銀行株式会社が所有する当社株式ならびに野村信託銀行株式会社（良品計画社員持株会専用信託口）が保有する当社株式を含めております。

2．1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数（自己株式控除後）に基づいて算定しております。なお、自己株式には「株式給付信託」の導入に伴うみずほ信託銀行株式会社及び三井住友信託銀行株式会社が所有する当社株式ならびに野村信託銀行株式会社（良品計画社員持株会専用信託口）が保有する当社株式を含めております。

3．当社は、2025年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

13.その他の注記

減損損失に関する注記

減損損失に関する注記については、「【連結注記表】10．その他の注記」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。